

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年10月9日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ指宿湯の浜店

指宿市湯の浜二丁目1849番 外

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和2年4月27日

3 意見の概要

建設作業及び店舗営業を行う際には、周辺住民等の生活環境に十分、配慮するとともに、関連する法令や例規に該当する場合は、速やかに所定の届出等を行うこと。